

目 次

2022年 6月 765号

特 集

- ロシア・ウクライナ情勢による企業の仕入れへの影響調査
(帝国データバンク調査 2022年5月16日) 2

組合情報

- 令和4年春の叙勲・褒章受章者 6
大阪府知事表彰 7

調査・研究

- 府内中小企業の景況 (情報連絡員報告令和4年4月分) 9

組合等事業向上 支援事業関連情報

- 中小企業組合等活性化の支援 12
令和4年度 小規模事業者組織化指導事業 13

大阪府中央会 お知らせコーナー

- 令和4年度 労務関連の法改正ポイント 14
大阪・関西万博 大阪パビリオン出展基本計画 紹介 (最終回) .. 16
重要なお知らせ
2022年夏号より機関誌maido!が季刊誌に変わります 20
中小企業のための無料法律相談会 21

大阪府中央会 主な実施事業

- 第47回通常総会 (大阪府中小企業青年中央会) 22
第19回通常総会 (エル・プラス大阪) 24

共済制度

- 大阪府中小企業団体中央会各種共済制度のご案内 25

中央会日記

- 大阪府中央会の行事予定 32

特 集

組合情報

調査・研究

組合等 事業向上 支援事業 関連情報

大 阪 府 中 央 会 お 知 ら せ

大 阪 府 中 央 会 主 な 実 施 事 業

各 種 共 済 制 度

特別企画

「ロシア・ウクライナ情勢による企業の仕入れへの影響調査」

(帝国データバンク調査
2022年5月16日)

ロシア・ウクライナ情勢で50.8%が「仕入確保」に影響、
66.7%が「価格」に影響
～問題に直面している企業の1割近くが生産拠点の国内回帰を検討～

ロシアのウクライナ侵攻開始から2カ月が経過、日本国内では原油や原材料価格の一段の高騰による影響の拡大が危惧されている。またロシアは日本を含む「非友好国」に対して、木材の輸出を禁止する措置を発動し、日本側でもロシアからの輸入依存度が高い単板を含む木材や機械など38品目を輸入禁止にした。

さらに、穀物大国であるロシアは、非友好国への食料輸出を注意深く監視する考えを示すなか、日本は追加制裁としてロシア産の石油を原則禁輸する方針を表明。原材料や商品不足および価格のさらなる高騰への懸念が高まっている。

そこで、帝国データバンクが実施した、ロシア・ウクライナ情勢による原材料や商品・サービスなどの仕入れへの影響についての調査結果を紹介します。

※本調査は、TDB景気動向調査2022年4月調査とともに実施された。

※調査期間は2022年4月15日～30日、調査対象は全国2万4,854社で、有効回答企業数は1万1,267社（回答率45.3%）

※本調査における詳細データは景気動向オンライン（<https://www.tdb-di.com>）に掲載されている



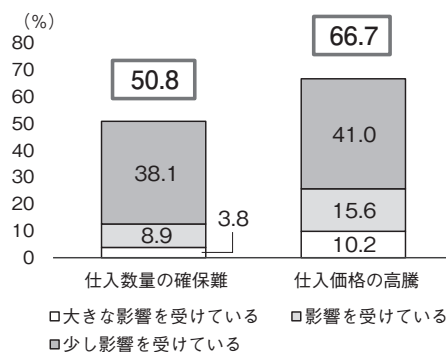
調査結果(概要)

ロシア・ウクライナ情勢で企業の50.8%が「仕入数量の確保難」、66.7%が「仕入価格の高騰」に直面

ロシア・ウクライナ情勢による原材料や商品・サービスの仕入れへの影響については、仕入数量の確保面で『影響を受けている』企業は50.8%と、半数を超えた。内訳をみると、「大きな影響を受けている」が3.8%、「影響を受けている」が8.9%、「少し影響を受けている」が38.1%（小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳は必ずしも一致しない）となっている。

他方、原材料や商品などの価格高騰の面では『影響を受けている』企業は66.7%と7割近くで、内訳をみると、「大きな影響を受けている」が10.2%、「影響を受けている」が15.6%、「少し影響を受けている」が41.0%となっている。

ロシア・ウクライナ情勢で仕入れに影響を受けている企業割合



注1：母数は、有効回答企業1万1,267社

注2：小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳は必ずしも一致しない

「木造建築工事」など木材を扱っている業種で、企業の8割超が仕入れ困難に

ロシア・ウクライナ情勢により原材料や商品などの仕入数量の確保面で『影響を受けている』企業割合を主な業種でみると、「木造建築工事」が88.3%、「木材・竹材卸売」が83.6%、「建築工事」が81.6%と、ロシア発「ウッドショック」により、木材を扱っている業種で影響が目立っている。

また、「水産食料品製造」はロシア産品の不足により、7割近くの企業がマイナスの影響を受けている。

ロシア・ウクライナ情勢により仕入数量の確保面で影響を受けている企業割合 ～主な業種～

仕入数量の確保面で影響を受けている企業割合 (%)	(%)
木造建築工事	88.3
木材・竹材卸売	83.6
建築工事	81.6
一般土木建築工事	70.5
電気工事	70.3
水産食料品製造	69.4
配管・暖房・冷凍装置・同付属品卸売	68.8
電気機械製造	68.5
管工事	67.8
金属加工機械・機械工具卸売	67.0
床および内装工事	67.0
鉄骨・鉄筋工事	64.9
自動車小売	64.4
鉄鋼卸売	62.4
金物卸売業	62.0

注：母数は、有効回答企業1万1,267社

ロシア・ウクライナ情勢により仕入数量の確保面で『影響を受けている』企業の声	業 種
「木材など材料の入りが悪くなっている品目が増えつつある。木材価格についても今後より一層の高騰が考えられるため、仕入れが難しい品目が増えてくると予想。受注時にも仕入れできないものがある可能性を説明する必要があり、受注を妨げる要因となっている」	木造建築工事
「欧州と日本のロシア産林産物の不買、またロシアの禁輸処置によりその多くの代替需要が他の産地に向かう、価格上昇必至、納期の遅延などさまざまな影響が出てくる」	木材・竹材卸売
「材料の高騰、品薄状態で困っている」	建築工事

工事関連やガソリンスタンドなどが仕入価格の高騰に直面

ロシア・ウクライナ情勢により原材料や商品などの仕入価格面で『影響を受けている』企業割合を主な業種でみると、木材価格の高騰が響いている「木造建築工事」は91.3%、原油価格の高騰の直接的な影響を受けているガソリンスタンドなどの「燃料小売」(91.2%)も9割を超えている。

ほかにも、小麦などの穀物製品、水産品などの価格上昇に直面している「飲食店」(86.6%)や軽油などの燃料が必要となる「一般貨物自動車運送」(84.7%)などは8割超の企業が仕入価格の高騰により影響を受けている。

ロシア・ウクライナ情勢により仕入価格面で影響を受けている企業割合 ～主な業種～

仕入価格面で影響を受けている企業割合 (%)	(%)
木造建築工事	91.3
燃料小売（ガソリンスタンド、プロパンガス小売など）	91.2
石油卸売	89.5
飲食店	86.6
木材・竹材卸売	86.6
鉄骨・鉄筋工事	86.0
鉄鋼卸売	84.8
一般貨物自動車運送	84.7
建築工事	84.5
金物卸売	81.7
鉄鋼・非鉄・鋳業	80.8
一般土木建築工事	78.8
床および内装工事	78.3
管工事	77.4
家具・建具・畳・敷物等卸売業	76.8

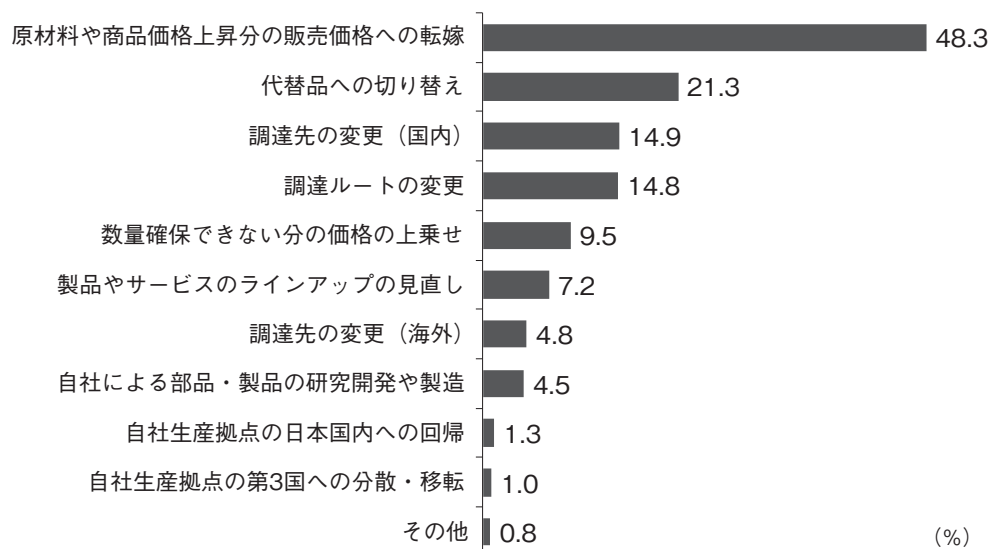
注：母数は、有効回答企業1万1,267社

ロシア・ウクライナ情勢により仕入価格面で『影響を受けている』企業の声	業 種
「仕入れ価格の上昇分すべてを売価に反映できない」	木造建築工事
「補助金上限25円で卸価格の大幅な上昇は抑えられてはいるものの、それ以上の原油価格上昇・円安進行により元売からの仕入れは値上げが続いている」	ガソリンスタンド
「主力商品のアトランティックサーモンおよびウニの入荷がなく、またガソリンの高騰により各仕入れ商品の値上げが見込まれる。今後、新たな商品開発に力を入れていかなければいけないと痛感している」	飲食店

ロシア・ウクライナ情勢により仕入れ関連問題に直面している企業の5割近くが価格転嫁を実施

ロシア・ウクライナ情勢により原材料や商品・サービスの仕入数量の確保または価格高騰に直面している企業が実施している対策は「原材料や商品価格上昇分の販売価格への転嫁」が48.3%でトップとなっている。次いで、「代替品への切り替え」（21.3%）、「調達先の変更（国内）」（14.9%）、「調達ルートの変更」（14.8%）などが続いている。

すでに実施している仕入れ関連対策（複数回答）



注：母数は、ロシア・ウクライナ情勢により仕入数量の確保難または仕入価格の高騰に直面している有効回答企業7,668社

企業からは、「調達ルートの変更は余儀なくされているが、燃料サーチャージが予想を上回って高騰しており、利益に響く」（靴・履物卸売）や「仕入単価の高騰に関しては自社の利益の減少にて対応、不足数量に関しては代替品および仕入先の拡大等でなんとか必要数量を確保している状況」（一般土木建築工事）などといった声が聞かれる一方、「汎用品ではないので代替品への切り替えや調達ルート・調達先の変更はほぼできない」（鉄鋼・非鉄・鋳業）にあるように、対策を実施する状況にない企業もある。

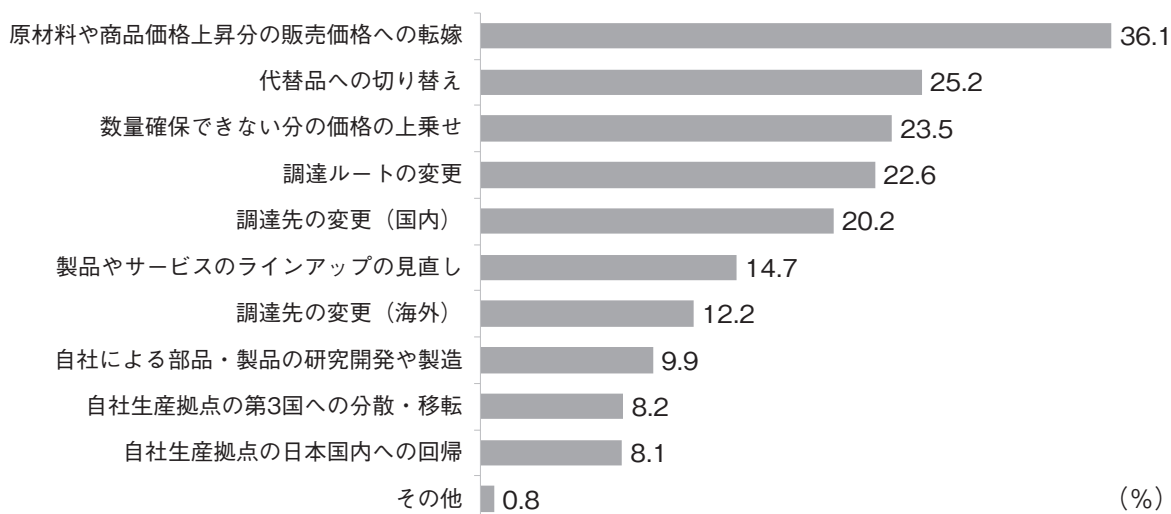
ロシア・ウクライナ情勢により仕入れ関連問題に直面している企業の1割近くが生産拠点の国内回帰を検討

ロシア・ウクライナ情勢により、原材料や商品・サービスの仕入数量の確保または価格高騰に直面している企業が検討している対策は「原材料や商品価格上昇分の販売価格への転嫁」が36.1%でトップとなった。次いで、「代替品への切り替え」（25.2%）、「数量確保できない分の価格の上乗せ」（23.5%）、「調達ルートの変更」（22.6%）、「調達先の変更（国内）」（20.2%）は2割で続いている。特に「数量確保できない分の価格の上乗せ」は前述のすでに実施している企業の割合（9.5%）よりも14.0ポイント高く、今後、対策が進むとみられている。

また、企業の約8%で、政府が新型コロナウイルスの感染拡大を背景に促進してきた「自社生産拠点の日本国内への回帰」および「自社生産拠点の第3国への分散・移転」の実施を検討している。

企業からは、「大手や他社が中国など海外で製造していたものを、物流価格の増加や運送状況の悪化などで、国内へ回帰している。その影響で、当社を含めた中小企業が取引している既存の国内製造業者などへ注文が集中し、新型コロナウイルスで人員を減らしているため生産余力がなく、納期が大幅に遅れている。国内回帰の動きが激しい」（がん具・娯楽用品卸売）といった声があがっている。

検討している仕入れ関連対策（複数回答）



注：母数は、ロシア・ウクライナ情勢により仕入数量の確保難または仕入価格の高騰に直面している有効回答企業7,668社

まとめ

本調査の結果、ロシア・ウクライナ情勢により、仕入数量の確保面で影響を受けている企業は半数超となった。他方、3社に2社は価格高騰の面で影響を受けていた。特にロシア発「ウッドショック」は、数量・価格の両面に大きな影響を及ぼしている。こうした問題に直面している企業は5割近くで価格転嫁を実施するなどに対応している。

政府は4月26日に「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」で、ウクライナ情勢等の影響を受けた事業者へのセーフティーネット貸付のさらなる金利引下げを行うと発表。また、官民の金融機関等に対し、ウクライナ情勢などにより影響を受けている事業者の業況を把握し、事業者のニーズに応じて細かな支援を徹底することを要請するなど、対策の強化を進めている。

ロシア・ウクライナ情勢の長期化で先行き不透明感が強まるなか、政府には上記の対策に加え、影響を受けているすべての企業に支援が行き渡る対策の実施が求められるとともに、企業は自社の活動・業績への影響を最小限にするための早急な対策が急がれる。

- 全国中央会は、ウクライナ情勢や原材料・エネルギー価格高騰などで大きな経営環境の変化に直面している中小・小規模事業者及び中小企業組合等への支援拡充に関する緊急要望を5月に政府に対して行いました。
- 大阪府中央会では「ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口」を設置し、会員の皆様からの相談を受けています。

おめでとうございます 令和4年春の叙勲・褒章受章者

大阪府中小企業団体中央会の会員組合の理事長等が叙勲・褒章を受章されました。
(順不同・敬称略)

叙勲受章者



旭日双光章
安 藤 康 雄

大阪管工機材商業協同組合
元理事長



旭日双光章
大 浦 好 宏

大阪府小売酒販組合連合会元会長
(大阪酒販協同組合理事長)



旭日双光章
船 曳 真 吾

大阪協栄信用組合
理事長



瑞宝単光章
富 樫 憲 治

堺刃物商工業協同組合連合会
理事

褒章受章者



藍綬褒章
箕 村 理

関西ねじ協同組合
元理事長



黄綬褒章
乾 克 己

ヤマト防災興業会長
(大阪消防設備協同組合
理事長)



黄綬褒章
岩 田 正 吾

正栄工業代表取締役
(関西鉄筋工業協同組合
理事長)



黄綬褒章
奥 野 道 美

奥野電設会長
(大阪府電気工事工業組合
副理事長)



黄綬褒章
谷 正 一

九州木材商会代表取締役
(大阪木材仲買協同組合
元常務理事)



黄綬褒章
山 本 正

韋城製作所元社長
(近畿鍛工品事業協同組合
元理事)

おめでとうございます 大阪府知事表彰

本会会員組合理事長等が憲法記念日大阪府知事表彰を受賞されました。

(令和4年5月3日発令)

※役職名は受賞日現在のもの

産業功労者

商 工 関 係

池 田 裕 之 (関西ねじ協同組合	専務理事)
磯 部 和 彦 (大阪和服裁縫協同組合	元理事長)
伊 藤 俊 朗 (西日本軽金属鋳物工業協同組合	副理事長)
井 上 美 明 (大阪服装縫製工業組合	理 事 長)
小坂田 達 朗 (大阪室内装飾事業協同組合	元理事長)
門 谷 伸 二 (大阪府紙器段ボール箱工業組合	副理事長)
金 澤 利 治 (大阪文具事務用品協同組合	理 事 長)
木 村 貴 洋 (大阪兵庫生コンクリート工業組合	理 事 長)
久次米 孝 夫 (日本レッグニット卸商協同組合	元理事長)
久 保 洋 介 (全日本ブラシ工業協同組合	相談役理事)
清 水 正 夫 (大阪府陶磁器商業協同組合	理 事 長)
高 瀬 巖 (大阪府商店街振興組合連合会	理 事)
月 城 在 萬 (大阪オートバイ事業協同組合	副理事長)
薦 昌 樹 (関西ダイカスト工業協同組合	副理事長)
寺 脇 康 祐 (大阪府電設資材卸業協同組合	副理事長)
土 蔵 康 司 (大阪府商店街振興組合連合会	理 事)
富 塚 宗 寛 (大阪府製本工業組合	理 事 長)
中 山 行 男 (大阪府自転車軽自動車商業協同組合	理 事 長)
平 野 聡 (アイビーネット事業協同組合	代表理事)
福 田 雅 明 (近畿石鹼洗剤工業協同組合	副理事長)
藤 瀬 経 信 (大阪府警備業協同組合	理 事 長)
藤 本 昌 弘 (大阪府板金工業組合	監 事)
古 川 一 成 (大阪府電設資材卸業協同組合	理 事)
古 里 龍 平 (大阪機械器具卸商協同組合	副理事長)

宮 嶋 誠一郎（近畿鍛工品事業協同組合	理 事 長）
向 井 育 男（大阪府粧業協同組合	常任理事）
森 澤 武 士（近畿印刷産業機材協同組合	副理事長）

農林水産関係

池 尻 昌 弘（大阪酒販協同組合	理 事）
糟 野 弘 明（大阪市東部水産物卸協同組合	副理事長）
坂 井 正 善（大阪府青果卸売協同組合	監 事）
野 間 耕 三（大阪府生菓子協同組合	常務理事）
松 浦 康 郎（大阪せんべい協同組合	副理事長）
山 田 啓 方（大阪府製麺商工業協同組合	専務理事）

建 設 関 係

大 関 憲 二（大阪府左官工業組合	専務理事）
押 田 博 孝（阪神造園建設業協同組合	専務理事）
東 本 貴 志（吹田市水道・土木工事業協同組合	理 事）
宮 澤 健 一（近畿外壁仕上業協同組合	副理事長）

公共関係功労者

府 政 関 係

小 浦 芳 生（大阪府石油商業組合	副理事長）
-------------------	-------

衛 生 関 係

廣 野 敏 明（(公社)大阪府鍼灸マッサージ師会	会 長）
--------------------------	------

文 化 関 係

井 阪 浩 明（日本人造真珠硝子細貨工業組合	元理事長）
------------------------	-------

（50音順）



大阪府中央会情報連絡員報告

府内中小企業の景況

2022年
4月

- 1. 4月のD Iは、全9指標のうち8指標が上昇、主要3指標は、売上高28ポイント上昇、収益状況と業界の景況は、前月より上昇している。
- 2. 4月末時点では、製造業では6指標のD Iが上昇し、また非製造業では6指標のD Iが上昇している。

景況天気図

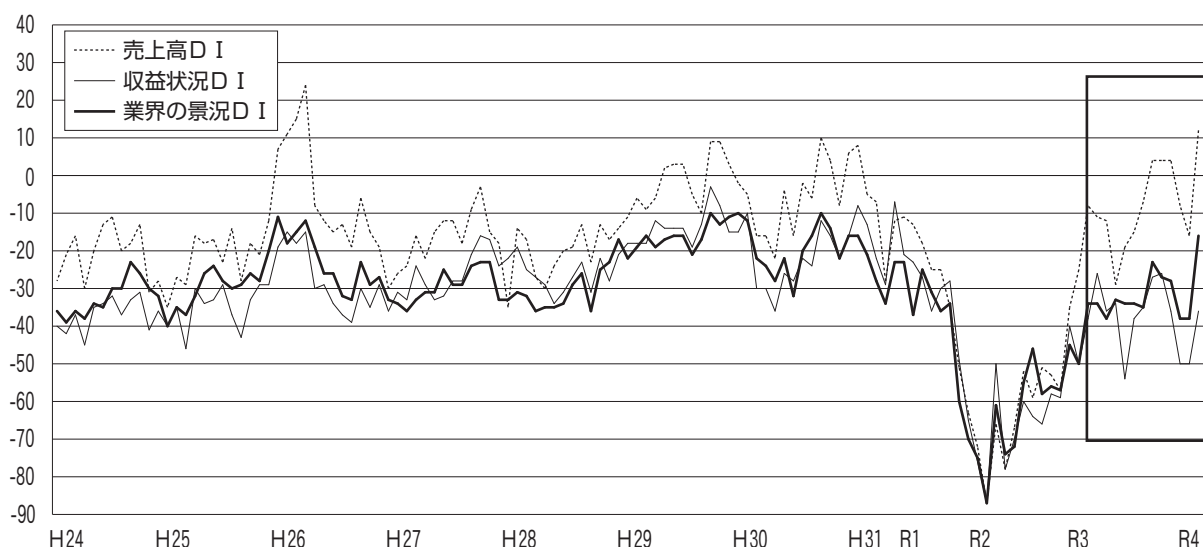
令和4年 4月分	全産業			製造業			非製造業			30以上
	3月	4月	前月比	3月	4月	前月比	3月	4月	前月比	
売上高	△16 	12 	↗ 28	△13 	20 	↗ 33	△22 	0 	↗ 22	快晴
在庫数量	5 	5 	→ 0	14 	13 	↗ 1	△33 	△25 	↘ -8	10~29 晴れ
販売価格	8 	24 	↗ 16	7 	20 	↗ 13	11 	30 	↗ 19	9~△9 うす曇り
取引条件	△13 	△12 	↗ 1	△20 	△26 	↘ -6	0 	10 	↗ 10	△10~△29 くもり
収益状況	△50 	△36 	↗ 14	0 	0 	→ 0	△22 	△20 	↗ 2	△30~△49 雨
資金繰り	△17 	△8 	↗ 9	△26 	△13 	↗ 13	0 	0 	→ 0	△50以上 大雨
設備操業度	△26 	△13 	↗ 13	△26 	△13 	↗ 13				
雇用人員	△4 	0 	↗ 4	0 	0 	→ 0	△11 	0 	↗ 11	
業界の景況	△38 	△16 	↗ 22	△46 	△40 	↗ 6	△22 	20 	↗ 42	

天気図の見方…各景況項目について「増加」(または「好転」)業種割合から「減少」(または悪化)業種割合を引いた値をもとに作成。その基準は右記のとおりです。ただし、在庫数量はプラスの場合は雨、マイナスの場合は晴れの方向に表しています。

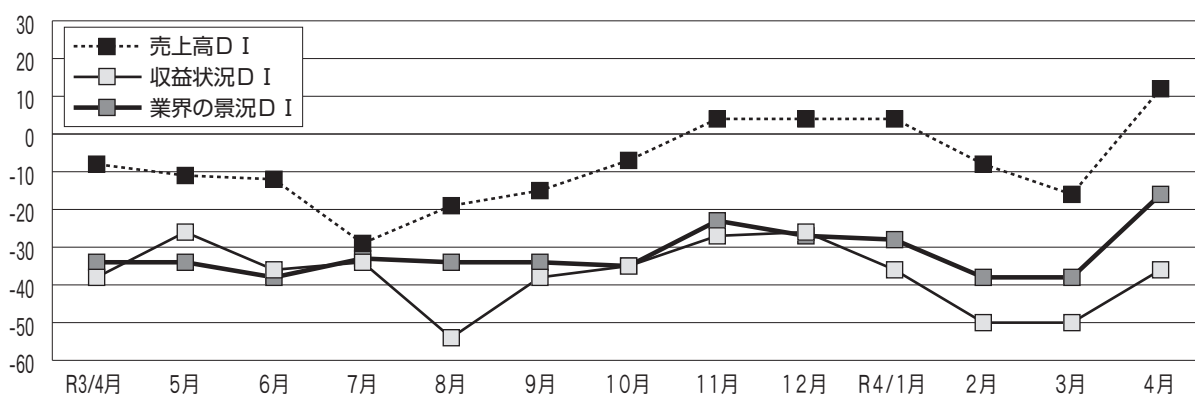
D I (Diffusion Index : ディフュージョン・インデックス) とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から、「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いて求める。

調査・研究

全産業 H24年4月～R4年4月のD Iの推移



全産業 R3年4月～R4年4月のD Iの推移



業種別概況（4月分）

【製造業】



水産食料品製造業

魚価高騰に伴い、販売価格は上昇し、売上高や収益状況は悪化している。



綿・スフ織物製造業

新型コロナウイルス感染症の影響により、業界は未だ回復の見通しがつかない状態である。また、エネルギーコストの影響により物価の高騰や急速な円安の進行に伴い、業界の状況はさらに厳しさを増している。



木材加工業

前年同月と比べて売上高は増加しているが、ロシアは日本を含む「非友好国」に対して、木材の輸出を禁止する措置を発動しており、今後は木材の仕入が困難となることが予想される。



古紙収集加工業

新聞古紙の発生は、前年同月と比較しても厳しく、また白物古紙もペーパーレスにより大幅な減少となっており、段ボール古紙だけが前年並と予想され、業界全体としての景況は悪化している。

**製本業**

ロシアのウクライナ侵攻により、原材料価格および物価上昇の影響をうけ、業界は一段と厳しい経営を余儀なくされている。

**シール印刷業**

組合員企業は、食品・電気製品・化粧品・物流・医薬関連等の下請けが大部分を占めており、原油価格の高騰や製造コストの上昇で価格転嫁が進まない状況が続いている。

**セルロイドプラスチック製品製造業**

ロシアのウクライナ侵攻に起因するエネルギーコスト（電力、燃料）・石化由来樹脂原料の値上げで利益は圧縮されており、販売価格への転嫁も十分ではないことから業界の景況は悪化している。

**石鹼洗剤製造業**

コロナ禍に加えロシア軍のウクライナ侵攻に伴い、原材料価格の高騰、運送費等の経費増で収益状況は悪化しており、廃業に追い込まれる企業が多くなってきている。

**鍛造業**

生産量は今月も前年を上回り、16ヶ月連続上昇し、全体で前年比約107%となった。一方一部用途別で前年比を下回るなど、全体的にも徐々に増加率が低下している。今後、材料費、燃料費等の高騰等による収益悪化が懸念される。

**建築金物製造業**

急速な円安の進行、燃料価格の上昇による原材料費や流通コストの高騰等により、販売価格や収益の悪化が進行している。さらにロシア・ウクライナ情勢、新型コロナウイルスの感染拡大による回復の見通しがつかないこともあり、景況は悪化している。

**産業機器製造業**

昨年同様の生産量で推移しているが、自動車の減産による影響が懸念される。

**印刷製本機械製造業**

ロシアによるウクライナ侵攻の影響で半導体を中心と

した部材・部品不足が顕著になっている。完成品にならない仕掛品が増え、在庫が増加、資金繰りが悪化している。

【非製造業】**電気機器卸売業**

前年同月期比で、売上は略横這いで推移。販売価格の上昇により、粗利は好転しており、業界の景況としては安定している。

**衣服・身の回品卸売業**

原材料の高騰や急速な円安の進行により、採算面は悪化基調にある。

**二輪自動車小売業**

新車供給の遅れによる、中古車仕入れ価格や販売価格上昇の影響により、ユーザーの購買意欲が低下し、業界の景況は悪化している。

**地質調査業**

業界としては景気が安定している。

**警備業**

新型コロナウイルス感染症の影響で中止されていた大型雑踏警備業務が3年振りに開催されたこともあり、売上・収益とも増加した。

**建設業**

原材料・資材等の価格高騰により、受注にも影響がでており、収益状況は悪化している。

**タイル工事業**

材料並びに設備部品の流通量増加により、業界の景況としては好転しているが、物価の高騰や急速な円安の進行に伴い、メーカーや仕入先からの値上げ要請が相次いでいる。

**貨物運送業**

前年同月に比べ、件数と単価が上昇し売上高も前年と比べ増加したが、引越資器材や燃料価格が増加したため収益状況の変化は見られなかった。

中小企業組合等活性化を 中央会が支援します！

大阪府中央会では、大阪府から「組合等事業向上支援事業」を受託する支援機関として、課題の解決に積極的に取り組む**中小企業組合や中小企業の異業種グループ**に対して、指導員又は専門家を派遣し、事業活性化支援等を実施しております。是非ご活用ください。

支援メニュー

① 組合ビジョン・中期計画作成支援

組合の基本的・総合的な方針であるビジョンや中期計画作成を支援します。

（支援内容）組合の課題、業界動向分析、組合のビジョン検討会（5回）への参画、アンケート実施、計画取りまとめアドバイス

② 組合事業計画作成支援

組合の新規事業や既存事業再構築の事業計画作成を支援します。

（支援内容）組合事業の課題分析、業界動向分析、新事業戦略検討会（5回）への参画、事業計画取りまとめアドバイス

③ 組合事業活性化支援（教育情報事業以外）

組合の事業計画の実施、共同事業の企画・実施などを支援します。

（支援内容）組合事業の課題分析、業界動向分析、事業実施検討会（4回）参画、事業実施アドバイス

④ 組合事業活性化支援（教育情報事業）

組合が単独では対応できない課題解決のための研修会等に対して、企画、講師派遣や会場選定など、開催全般にわたり支援します。

（支援内容）組合事業の課題分析、業界動向分析、事業実施検討会（2回）参画、事業実施アドバイス

⑤ 異業種企業グループ事業計画作成支援

業種が異なる企業が連携して行う新事業計画（新商品開発計画、新サービス事業計画等）の作成を支援します。

（支援内容）新商品開発・新サービス創出プラン検討会（5回）への参画、計画取りまとめアドバイス

支援対象

◇ ①～④は、大阪府内に主たる組合事務所がある事業協同組合、商工組合、商店街振興組合

◇ ⑤は中小企業4社以上で構成される異業種グループ

※代表及び過半数の企業は、大阪府内に主たる事務所があること

留意点

◇ 申し込みは、年度内、1支援メニューのみの利用となります。

※原則2年以内の組合は、設立時に事業計画を作成しているので利用はできません。

◇ 過去支援した同一課題の支援申込はできません。

◇ 支援依頼事業が、行政機関や他の支援機関からの支援（補助金や専門家派遣など）を受けている場合は、重複利用ができません。

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部

TEL (06) 6947-4371

令和4年度小規模事業者組織化指導事業

実施組合の募集について

募集する補助事業

(1) 小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業

事業内容

- 1) 小企業者組合が、組合員及び組合の活性化のために実施するフィージビリティ・スタディ（同一年度に行う、当該フィージビリティ・スタディの前提となる基礎的な調査を含む。）
- 2) 上記のフィージビリティ・スタディの結果を活用した、以下の具体化のための事業
 - ・ I Tを活用した市場開拓
 - ・ 近畿圏や海外等の新たな需要先の開拓
 - ・ 今後の原材料の安定的確保
 - ・ 消費者ニーズに対応する新たな意匠開発
 - ・ 他分野等との連携による技術開発
 - ・ 物流システムの効率化
 - ・ 伝統・技能の継承

補助対象者

事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の4分の3以上が小企業者〔常時使用する従業員の数が5人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、2人）以下の会社及び個人〕であるもの。

※令和4年4月1日現在、設立後、原則、1年以上経過していること。

補助金額：上限60万円（補助対象経費総額の10分の6以内）

(2) 取引力強化推進事業

事業内容

中小企業・小規模事業者が連携して、共同事業の活性化や受注拡大等、取引力の強化促進を図るために行う特徴的又は先進的な事業。

A. 共同事業活性化 B. 受注促進 C. ブランド構築 D. 取引条件改善 E. その他

補助対象者

事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。

※令和4年4月1日現在、設立後、原則、1年以上経過していること。

補助金額：上限50万円（補助対象経費総額の3分の2以内）

募集期間 令和4年6月20日（月）～7月15日（金）

※応募を希望される組合は、事前に当会連携支援部にご相談ください。

※各補助事業の公募要領、応募様式等は、当会ホームページでご確認ください。

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部
TEL (06) 6947-4371

令和4年度 労務関連の法改正ポイント



社会保険労務士 澤田 敏仁
(大阪府社会保険労務士会副会長)

少子高齢化と言われだして久しいですが、ここ数年の雇用関連の法改正は少子高齢化に対応したものが非常に多いです。企業を経営する立場としては、労働力人口の減少が大きな課題になっていますが、実際にコロナ禍にあっても、大阪の有効求人倍率は令和4年3月時点で1.16倍と人手不足が続いています。労務管理面で適切な対応ができていないと、採用や定着に影響が考えられます。

そこで、今回は令和4年度改正の育児・介護休業法及びパート・アルバイトの社会保険加入義務化についてポイントと対応策をご紹介します。

1. 育児・介護休業法の改正

令和4年4月1日と10月1日の2段階で育児・介護休業法の改正が実施されます。今回のポイントは「産後パパ育休」ができたことです。では、時系列で見いきましょう。

(1) 4月1日からの実施内容

①契約社員等の有期雇用労働者が育児休業・介護休業を取得できる要件が緩和されました。

これまでは「引き続き雇用された期間が1年以上あること」が必要でしたが、この要件が撤廃され、正社員等の無期雇用労働者と同条件になりました。なお、正社員等も同様に、労使協定により「引き続き雇用された期間が1年以上あること」を条件にすることは可能です。

②育児休業を取りやすい職場環境の整備が義務付けられました。

育児休業と産後パパ育休が取りやすいように企業は次のいずれかを実施してください。

できれば複数の実施が望ましいです。

A 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施

研修は全社員が望ましいですが、少なくとも管理職には受講させてください。

B 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備

相談窓口や相談担当者を設置してください。また、この相談窓口や相談担当者を周知することもあります。

C 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供

自社の育休取得事例を収集し、書面やイントラネットへ掲載し、労働者が閲覧できるようにしてください。

D 自社の労働者への育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

育児休業に関する制度と取得促進に関する事業主の方針を書面やイントラネットへ掲載してください。

③育児休業の申し出があった労働者への個別の周知・意向確認が必要になりました。

4月1日以降の育児休業・産後パパ育休の申し出があった場合、制度の内容、育児休業給付の内容、社会保険料の負担などを説明し、意向を確認してください。なお、産後パパ育休は令和4年10月1日からの施行です。

(2) 10月1日からの実施内容

①10月1日からは産後パパ育休が施行されます。産後パパ育休は、子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができます。この4週間は2回に分けて取得することもできます。申し出は原則休業の2週間前までに、2回分まとめておこなう必要があります。

まだまだ男性の育休について抵抗を感じる方も多いと思いますが、労使協定を結べば、労働者が合意した範囲で休業中に就業することも可能となっていますので、事業主・労働者それぞれに使い勝手の良い制度だと思います。

②育児休業の分割取得ができるようになりました。初めにまとめて申し出ることが必要ですが、子が1歳まで取得する育児休業が分割して2回取得できるようになりました。父母それぞれに2分割することができます。また、子が1歳の時点で保育所に入所できない場合、1歳半まで延長可能、さらに一歳半の時点で入所できない場合は2歳までに追加の育休開始日を限定して延長でき

ましたが、この延長の育休開始日が柔軟に設定できるようになりました。

(3) 育児休業・産後パパ育休をサポートする両立支援等助成金

今年度施行の育児休業・産後パパ育休をサポートするため、中小企業に対して、厚生労働省の両立支援等助成金の出生時両立支援コースが見直されましたので、ご紹介します。

①出生時両立支援コース

前述1-②で述べた職場環境の整備を複数実施すること、5日以上(内所定労働日4日以上)の産後パパ育休の取得、育休中に業務を代替する労働者の残業抑制などを規定に基づいて業務体制を整備していることの3つすべてを実施することで20万円の支給を受けることができます。さらに育休期間中の代替要員の確保や男性の育休取得率の向上などによって加算されます。

2. パート・アルバイトの社会保険の加入義務化

令和4年10月から一部のパート・アルバイトの方の社会保険の加入が義務化されます。これまでは501人以上の企業が対象でしたが、範囲が拡大され、今年10月からは101人以上となり、さらに2024年10月からは51人以上の企業まで拡大されます。

(1) 従業員のカウント方法

対象となる企業の規模は「現在の厚生年金の対象者」です。つまりフルタイムの従業員数+週の労働時間がフルタイムの4分の3の従業員数の合計となります。

(2) 新たに加算対象者となる従業員

新たな加入対象者は、以下のすべてに該当するパート・アルバイトの方です。

①週の所定労働時間が20時間以上30時間未満

契約上の所定労働時間を指します。臨時に生じた残業時間は含みません。ただし、契約上は20時間未満であっても、実際の労働時間が2ヵ月連続で20時間以上となり、引き続くと思込まれる場合は、3ヵ月目から保険加入となります。

②月額賃金が8.8万円以上

基本給と諸手当を指します。ただし賞与や残業代、通勤手当や家族手当など、その最低賃金の参入しないことが定められた賃金は含みません。

③2ヵ月を超える雇用の見込みがある

④学生でない

学生であっても休学中であったり、夜間学生は加入対象です。

(3) 社内周知と従業員とのコミュニケーション

書面やイントラネットへの掲載などで、社内に周知するとともに、対象となる従業員とは個別面談を実施するなど、積極的なコミュニケーションを取ることが必要です。特に現在健康保険や厚生年金の被扶養者となっている方は、手取りが減少することなど、何か不利益があるのではないかと考える場合も多くあります。反対に社会保険に入るのならもっと労働時間を増やしたい、などと希望する場合がありますので、従業員との丁寧な話し合いが求められます。

(4) キャリアアップ助成金

パート・アルバイトなど短時間労働者の社会保険適用に伴い、キャリアアップ助成金の「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」「短時間労働者労働時間延長コース」を活用できる場合があります。いずれも対象となる事業主であるか、処遇改善や労働時間延長の基準等の要件がありますので、労働局や社会保険労務士に確認されることをお勧めします。

3. まとめ

今回紹介したものはこれからの日本社会にとって必要なものですが、企業にとっては負担となるものでもあります。とはいえ社内制度を充実させることは、採用や定着に好影響を与えます。中小企業には制度導入をサポートする助成金もありますので、うまく活用してください。

大阪・関西万博 大阪パビリオン 出展基本計画 紹介(最終回)

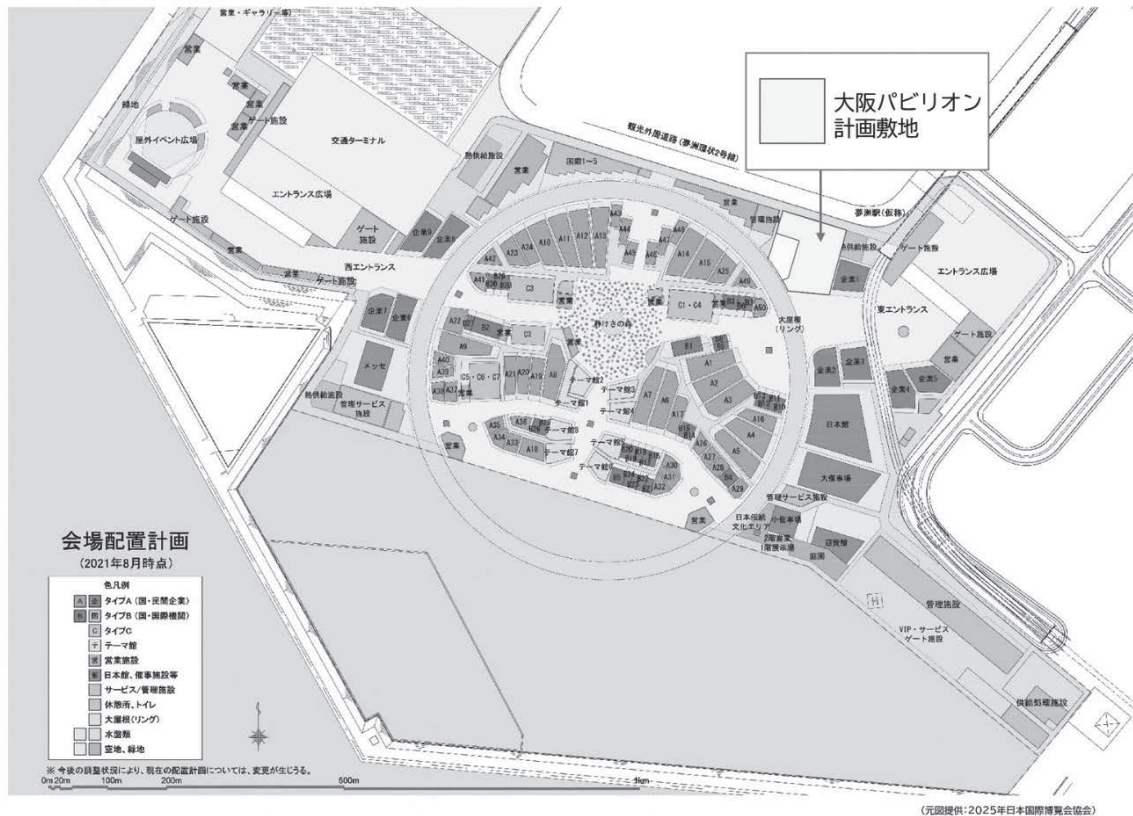
本誌で、これまで6回にわたって「大阪パビリオン出展基本計画」を紹介してまいりましたが、同計画の紹介は今回で最後となります。

●建築計画

(1) 建築概要

大阪パビリオンの計画敷地は、パビリオンワールドの大屋根（リング）の北側、かつ東エントランス（ゲート施設）から入って、右手に位置する自治体等エリアの東側、約10,500㎡の敷地面積で多くの人が訪れやすい立地となっています。

建物は高さ最大20m、2階建の計画で、開催都市のパビリオンとして日本国内だけでなく世界各国より来館者を迎えるにふさわしいパビリオン建築をめざします。



大阪パビリオン計画位置 (提供: 2025年日本国際博覧会協会)

(2) 設計の方針

建物の外観・ランドスケープについては、開催都市のパビリオンとしてふさわしく、かつ大阪らしさを意識したデザインをめざします。

内部空間については、各ゾーンの展示コンテンツと融合した、ここでしか味わえない空間体験の創出をめざし、建築の設計段階から展示計画と一体的に検討を進めます。

また、プロジェクションマッピングなど、建物を活用したコンテンツの提供について、行催事計画と連携して検討を進めます。

環境配慮については、建物としての省エネルギー性能の追求やクリーンエネルギーの活用のほか、主要

大阪府
中央会
お知らせ

部材も含め、木材を最大限に活用できるよう検討します。また、3R推進の観点から、リサイクル資材の使用や解体時に分別しやすい建築工法の採用などを行うとともに、リユースやリサイクルについて、様々な手法を用いて建築資材の有効活用を図るなど環境配慮におけるリーディングパビリオンとなるよう取り組んでいきます。

屋外計画については、暑熱対策を講じるとともに、屋外イベントが実施可能なスペースを設定し、イベント実施時でも有効活用が可能となるよう検討します。

また、国や文化、性別、世代、障がいの有無などに関わらず、訪れるすべての方々が快適に楽しめるようユニバーサルデザインに配慮した設計を進めます。

●建築・展示のスケジュール

年度		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
建築	基本事業	出展基本計画策定				万博開催
	設計業務	選定	基本設計	実施設計	工事監理	
	工事		入札等	技術協力 資材発注	建設工事	
展示		出展基本計画策定	展示設計・製作・工事			
CM業務		選定	CM 業務			

●行・催事計画

◇行催事基本方針

大阪パビリオンのテーマである「REBORN」を実感できる行・催事をバーチャルパビリオンとの連動も図りながら新しいスタイルで展開していきます。テーマ展開のキーワードである「いのち」「健康」「元気」「楽しさ」などの観点から、ライフサイエンスをはじめとする最先端な技術、大阪が育んできた豊かな文化芸術や地域の魅力、そして来館者に元気を与えるエンターテインメントなどを組み合わせ、大阪のパワーを発信するイベント展開を図っていきます。

また、大阪パビリオン内外の行催事スペースやバーチャル空間を最大限に活用しながら、「メインプログラム」「レギュラープログラム」「時限・時期プログラム」といった時間とターゲットに合わせた、カテゴライズによる最適なスケジュール構成を図っていきます。

大型イベントについては、独自開催だけでなく、民間企業参加や協賛によるプログラムも設定することで、長期の開催期間中に、観覧者が常楽しんでいただける環境と機会を作っていきます。また、会期中に行われる府内各地域と大阪パビリオンが連携した取組も検討していきます。

行催事の具体的な内容とその計画は今後具体化していきます。

●商業活動計画

(1) 商業活動基本方針

商業活動の基本方針として、大阪パビリオンのテーマ展開の柱である「健康」という観点を物販や提供する食事などで取り入れていきます。また、「天下の台所・くいだおれの街」と表現されてきた豊かな食文化の魅力や大阪の中小企業などの力を世界に発信し、大阪産（もん）の物品販売や大阪ならではの食事を味わえるなど、おもてなし空間を提供することで、大阪と世界の交流を巻き起こす取組をめざします。

大阪の魅力ある中小企業をはじめとした民間事業者、大学・研究機関、有識者などの連携により、魅力ある食づくりも検討していきます。またSDGsの先進都市として実践できるように、ゴール目標に向けて持続可能性のある原材料の調達、商品開発や食品ロスの削減などサプライチェーン全体として積極的に取り組みます。

(2) ゾーン・運用の概要

商業活動のパビリオン内におけるゾーン構成として、飲食では「テーマレストラン（ミライのフード体験）」「一般レストラン（フードコート・物販コーナー）」「その他軽食」に分けてゾーニングし、多様な来館者のニーズや需要変動に応じてまいります。また物販スペースをリアルとバーチャルにも設置し、公式グッズや大阪土産などの販売を検討します。

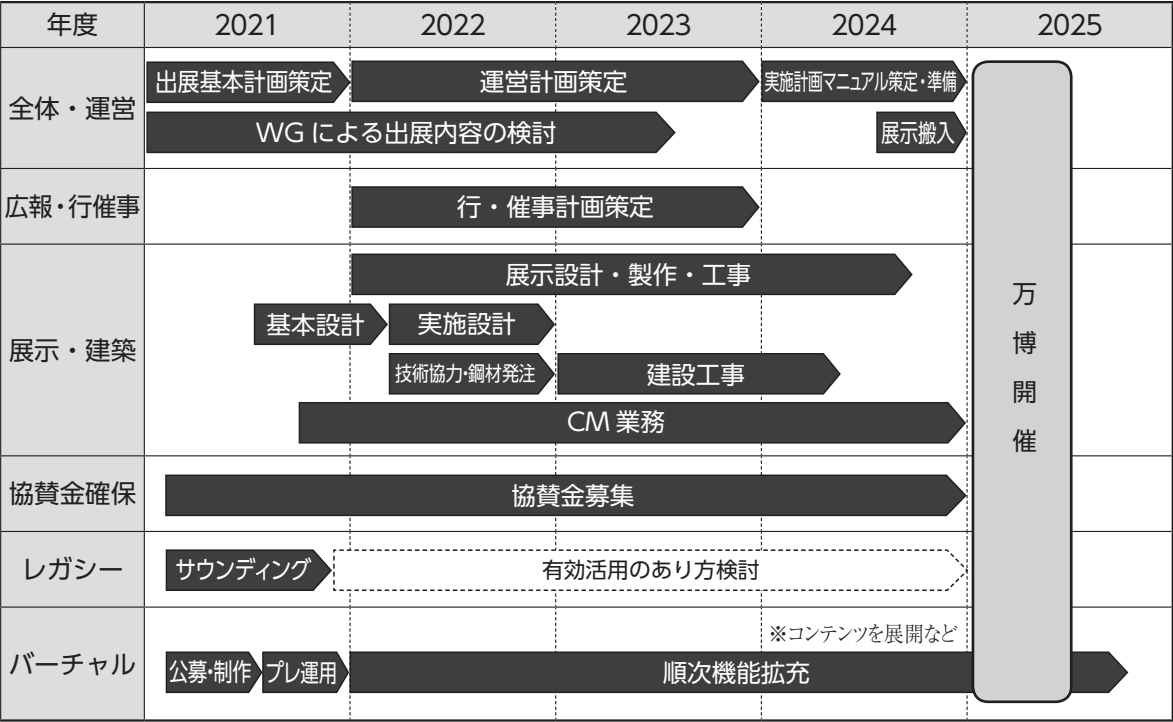
●レガシー

◇レガシー基本方針

大阪パビリオンのテーマ「REBORN」のもと健康という観点から世界に発信する取組を一過性のイベントで終わらせることなく、その記憶とともに後世に引き継ぐレガシーとして残せるようハード・ソフト両面でレガシーを承継し、2030年以降の「大阪の成長と経済発展」「いのち輝く幸せな暮らし」の実現に向けて貢献することをめざします。

●全体スケジュール

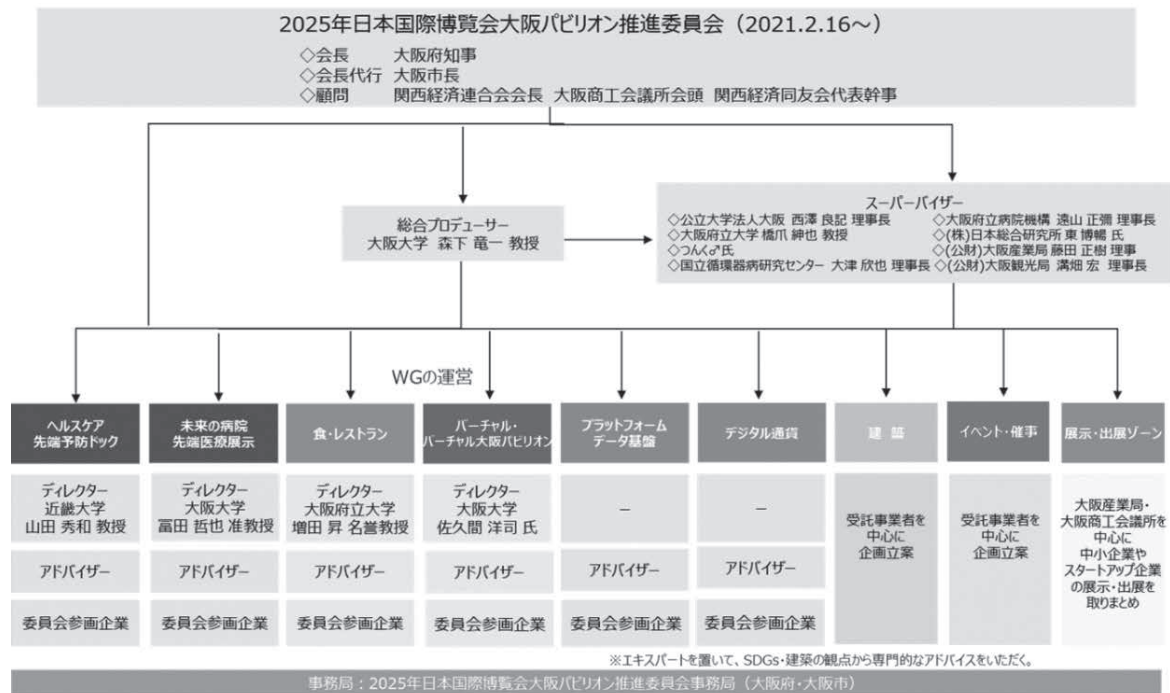
大阪パビリオンは2022年3月までに開催基本計画を策定し、基本計画策定段階から継続して行ったワーキンググループを通じて、2022年4月より実施に向けた設計・製作及び運営計画を進めていきます。建築については、本計画案をもとに、速やかに基本設計、実施設計、資材発注を進め、2023年4月の工事着工、2024年10月の竣工をめざします。また、大阪パビリオン建築・運営に関する資金確保については、継続的に協賛金募集を進めていきます。



※ 物販などについても今後検討

●推進体制について

◇大阪パビリオン出展基本計画の推進体制



※2022年度以降の推進体制については、状況に応じて検討していきます。

（以上「2025年日本国際博覧会 大阪パビリオン出展基本計画」より転載）

●大阪パビリオンへの協賛について（大阪パビリオン推進委員会より）

推進委員会では大阪パビリオンに協賛いただける企業・団体を随時募集しています。みなさまと一緒に世界に発信できる魅力ある大阪パビリオンをつくりたいと考えていますので、何卒ご支援、ご協力のほどよろしくお願いします。

◇募集の詳細は、以下Webサイトをご覧くださいませようお願いします。

大阪パビリオンへの協賛について（大阪市Webサイト）

推進委員会事務局 TEL 06-6690-7283

<https://www.city.osaka.lg.jp/banpakusuishin/page/0000537665.html>



お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部

TEL (06) 6947-4370

重要なお知らせ 2022年夏号より機関誌 maido!が季刊誌に変わります

この度、「デジタル社会におけるタイムリーな情報発信」「環境負荷低減」を目的として、機関誌「maido!」を、年間10回から年間4回の季刊発行（春・夏・秋・冬）に変更させていただきました。

なお、今年度につきましては、6月号までは例年通り発行し、7月号より季刊発行（8月上旬発行の2022年夏号）とさせていただきます。

現在、毎号お楽しみの皆さまにおかれましては、ご理解くださいますようお願いいたします。

今後につきましては、近春リニューアルした大阪府中央会ホームページからの情報発信体制を強化し、会員組合・企業の皆様にタイムリーな情報を随時更新してこれまで以上に充実したコンテンツをお届けいたします。

〈季刊誌「maido!」発行スケジュール予定〉

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
春号 (4月中旬発行予定)			夏号 (8月上旬発行予定)			秋号 (11月中旬発行予定)			冬号 (1月中旬発行予定)		

今後とも大阪府中央会ならびに季刊誌『maido!』をよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部
TEL (06) 6947-4370

中小企業のための 無料法律相談会

大阪府中央会では会員組合や
傘下事業者が抱える

法律上の悩みやトラブルを

解決するため、大阪弁護士協同組合と連携の上

無料法律相談会を開催します。

中小企業の抱える法律上の問題に取り組む弁護士が

無料・秘密厳守により1社当たり1時間までじっくりご相談に応じます。

法律上の
悩みやトラブルは
ありませんか？

【完全予約制 / 先着順】

9月以降も開催を計画しています！

日程確定次第中央会WEBサイトにてお知らせいたします。

日程・締切	2022	受付締切済み		
		6/9 木	7/14 木	8/18 木
場所		申込締切 6/6(月)	申込締切 7/11(月)	申込締切 8/15(月)
		マイドームおおさか6階(大阪府中央会にて受付)		
受付枠		① 13:00 ~ 14:00	② 14:10 ~ 15:10	
		③ 15:20 ~ 16:20	④ 16:30 ~ 17:30	

参加費

無料

1社1時間まで

【申込方法】

中央会WEBサイトの(<https://www.maido.or.jp/>)

トップページにある、「お知らせ」の「中央会からのお知らせ」より

申込書をダウンロード、ご記入の上、FAXかメールにて

●FAXでお申し込み▶

申込用紙を記入後、FAX: 06-6947-4374(大阪府中央会)まで

●メールでお申し込み▶

申込用紙をダウンロード・記載後

somukikaku@maido.or.jp まで

新型コロナウイルス感染の拡大状況によって中止とさせていただく場合がございます。

また、お越しの際はマスクの着用をお願いいたします。

当日、発熱など体調が優れない方はご利用を控えていただきますようお願いいたします。

大阪府中小企業団体中央会 総務部

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6F

TEL 06-6947-4370 FAX 06-6947-4374 Mail: somukikaku@maido.or.jp

大阪府
中央会
お知らせ

第47回通常総会を開催 大阪府中小企業青年中央会

大阪府中小企業青年中央会は、去る5月12日（木）にザ・ガーデンオリエンタル・大阪において、第47回通常総会を開催されました。当日は、大阪府商工労働部中小企業支援室経営支援課団体グループ田中課長補佐、木矢総括主査、大阪府中小企業団体中央会柴田専務理事のご臨席のもと、青年中央会会員代表者等28名が出席。

通常総会では、令和3年度事業報告書承認の件、令和3年度収支決算書、令和4年度事業計画、令和4年度収支予算、令和4年度会費の額及びその徴収方法、規約改定の件及び役員改選の諸議案について、いずれも満場一致で決裁承認。総会終了後の会員交流会には近畿各府県の青年中央会会長の皆様が来賓として加わり懇親が深められました。



杉浦会長の開会挨拶



大阪府田中課長補佐



中央会柴田専務理事



近畿ブロック青年中央会竹内会長

令和4年度の事業計画は次のとおりです。

(1) 全員協議会の設置

38会員全員参加の「全員協議会」を設置し、隔月1回ペースで定期的に開催する。正副会長会、理事会、全員協議会を同日で実施。協議会の場で会員の会社事業内容の発表（「どうせ買うなら仲間から！」）。終了後、様々な分野の講師を呼んで学習会開催（懇親会併用）。

(2) 会員訪問見学会の実施

経営者に必要な経営面、技術面を参考にするため、会員企業等を訪問し、会員事業の紹介と啓発の場を兼ねた交流の機会を提供する。

(3) 自主事業の構築

ガソリンカード事業の推進、企業のIT化・組合のIT化を研究・実践事業、電子マネーの推進、士業コンシェルジュの促進

(4) 大阪・関西万博への積極的な提案

2025年大阪・関西万博の一助となる為に積極的に提案・参加する。

(5) 情報提供

会員企業の事業促進につなげるため、イベント

情報、新サービス情報等について、メール、ホームページ、SNS等による情報提供を行う。

(6) 青年経営者交流

① 組合青年部大阪大会の実施

大阪府下の組合青年部に所属する青年経営者・後継者等が一堂に会して、企業間の連携促進や組合青年部の更なる活性化を目的としたビジネスマッチング交流会を開催する。

② 組合青年部間の交流促進

組合青年部間の交流促進を目的として、ゴルフコンペ等のレクリエーション活動を実施する。

(7) 組合青年部研修事業

各会員青年部等の活力と創意工夫が青年部活動に発揮されることを期待して、大阪府青年中央会が組合の青年部活動を支援することを目的に実施するものとする。

(8) 参加型事業

① 近畿ブロック青年中央会通常総会への参加 (令和4年5月26日)

毎年開催される通常総会及び終了後の懇親会に参加し、近畿2府5県青年中央会会員企業と交流を図る。(今年度は滋賀県で開催)

②近畿ブロック青年中央会交流会への参加
(令和4年9月10日・11日予定)

毎年1回程度開催される交流会に参加し、近畿2府5県青年中央会会員企業と交流を図る。(今年度は和歌山県で開催)

③組合青年部全国講習会への参加
(令和4年11月25日予定)

毎年開催される全国講習会に参加し、全国の青年中央会会員企業と交流を図る。(今年度は滋賀県で開催)

(9)個人会員制度の活性化

幅広い人材を集め柔軟かつ行動的な会の運営に寄与していただくため個人会員制度を活性化する。(年会費12,000円)

(10)他県との交流事業

近畿ブロックに限定することなく、広く全国の都道府県青年中央会との交流を催し、相互に活性化を図る。まずは実施に向けた準備活動を検討する。

新役員一覧

会 長	協同組合大阪中小企業支援ネットワーク	杉浦 雅人
副 会 長	大阪府生菓子協同組合	井上 文孝
副 会 長	近畿倉庫事業協同組合	堀畑 浩重
副 会 長	関西配管工事業協同組合	朝倉 博昭
副 会 長	大阪市清掃連合協同組合	竹村 茂悦
理 事	関西非鉄リサイクル協同組合	橋本健一郎
理 事	シール印刷大阪府協同組合	門那 宏徳
理 事	日本刷子商工業協同組合	野宮 英男
理 事	日本刷子商工業協同組合	加藤 克典
理 事	大阪府テントシート工業組合	野条 久寿
理 事	大阪府テントシート工業組合	王子田正隆
理 事	大阪府電気工事工業組合	小寺 慶
理 事	大阪府電気工事工業組合	高田 貴士
理 事	大阪市清掃連合協同組合	川崎 清隆
理 事	大阪府左官工業組合	佐藤 道章
理 事	関西配管工事業協同組合	毛利 正幸
理 事	フォーゲル総合弁護士事務所	嵩原安三郎
監 事	大阪府被服工業組合	谷岡 昌宏
監 事	大阪府テントシート工業組合	島巻 学



総会審議の様子



会員交流会では組合青年部によるPRタイムを実施

大阪府
中央会
主な実施
事業

大阪府中小企業青年中央会 会員募集中

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部
TEL (06) 6947-4370

第19回通常総会を開催 エル・プラス ELLE - Place 大阪（大阪府中小企業女性中央会）

エル・プラス大阪は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を鑑み、第19回通常総会（5月12日（木）開催）を书面議決により開催しました。

議決の結果、①令和3年度事業報告及び収支決算、②令和4年度事業計画（案）及び収支予算（案）、③経費の賦課及び徴収方法の各議案について、原案通り可決承認されました。

なお、令和4年度の事業計画は次のとおりです。

1. 交流、情報交換を図るための事業
会員相互及び他団体等との交流会や情報交換会の開催
2. ネットワーク事業
ホームページやLINEアプリ等を活用した情報発信
3. 研修会・講習会の開催等
企業経営やコロナ下で必要となる知識・ノウハウを習得するための講習会の開催や大阪府中央会等が主催する講習会への参加

エル・プラス大阪 会員募集中

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部
TEL (06) 6947-4370

大阪府中小企業団体中央会 福利厚生制度

業務上災害プラン

労災
使用者賠償
20%引

+

傷害
30%引
以上

（業種によって異なります。）

まい・どリーム

- 傷害保険
- 新医療保険
- 所得補償保険
- 長期障害所得補償保険

30%引

スケールメリットを
生かした
有利な中央会の制度を
お役立て下さい。



〈各種保険取扱代理店〉

大阪中央合同会社
Osaka Central Limited Liability Company

〒540-0026
大阪府中央区内本町2丁目1番19号 内本町松屋ビル10 1108号
TEL 06-6949-4371 FAX 06-6949-4372

各種共済制度のご案内

大阪府中小企業団体中央会

法人向け福利厚生共済制度

P.26

特定退職金共済制度

従業員の退職金積立制度

- ・中小企業の従業員のための安定した退職金制度をサポート
- ・月額1,000円から計画的な退職金の準備をサポート

オーナーズプラン

経営者のリスクマネジメントのための生命保険

- ・経営者のリスクマネジメントをサポート
- ・役員の退職金・老後の生活資金をサポート
- ・総合保障型から医療・がん・介護の単品型まで幅広いニーズをサポート

パートナーズプラン

従業員の福利厚生をサポートするための生命保険

- ・従業員の福利厚生をサポート
- ・コロナ感染時の入院・通院費用をサポート

経営者・従業員総合補償制度

P.27

まい・ドリーム

従業員のライフスタイルに合わせて選べる保険

- ・コロナ感染時の入院・療養中の所得補償をサポート
- ・仕事中・24時間の傷害補償をサポート

中央会マネーガード保険制度

P.28

火災等による焼失、風水害リスクから貨紙幣類・有価証券を幅広くサポート

中央会ビジネスJネクスト (業務災害補償保険)

企業を労働災害リスクから守るための 傷害保険

- ・テレワークに潜む労務リスクをサポート
- ・業務中のコロナ感染リスクをサポート
- ・万が一の事故に備えて従業員の安心をサポート

ビジネス 総合保険制度

P.29

企業を事業経営リスクから守るための 保険

- ・コロナ禍で増加するマイカー・自転車通勤の事故をサポート
- ・施設リスク・業務リスク・生産物リスクの賠償責任をサポート

業務災害補償制度

P.30

- ・1事故あたり最高5億円までの労災賠償に備える
- ・政府労災保険の認定を待たずに保険金の支払いが可能
- ・保険料は売上高で算出できます

集団扱自動車保険制度

P.31

- ・会員事業者および会員事業者の従業員のみなさまにご利用いただける自動車保険

各種
共済制度

大阪府中小企業団体中央会共済制度 法人向け福利厚生共済制度

+++ 経営者の方へ +++

特定退職金共済制度

従業員のみなさまの退職金の準備

+++ 経営者・役員の方へ +++

オーナーズプラン

経営者が万一の時
入院等による休業時

事業保全
資金の準備

経営者の
みなさまの

事業承継・
相続税の準備

経営者・役員の
みなさまの

退職慰労金・
弔慰金の準備

+++ 従業員の方へ +++

パートナーズプラン

従業員のみなさまの保障準備

オーナーズプラン・パートナーズプランは月払契約の場合、団体扱となり、
一般扱(口座振替月払等)でご契約いただくよりも保険料が割安になります。

※団体扱とは、中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。

※詳細は、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり一約款」および大阪府中小企業団体中央会の「退職金共済規程」等を必ずご覧ください。

特定退職金共済制度

〈実施団体〉大阪府中小企業団体中央会

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

〈引受保険会社〉大樹生命保険株式会社

〈お問い合わせ〉大樹生命保険株式会社 大阪支社

〒530-0005 大阪市北区中之島3-3-3 5階 ☎06-6225-0811

オーナーズプラン・パートナーズプラン

〈お問い合わせ〉大阪府中小企業団体中央会

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

大樹-KB-2021-818 K-2022-1001 (2022.4)

保険期間	7月1日～1年間
加入日	毎月1日

大阪府中小企業団体中央会 経営者・従業員総合補償制度

(傷害総合保険・所得補償保険)

まい・とりーむ

※「まい・とりーむ」は、大阪府中小企業団体中央会の「経営者・従業員総合補償制度」のペット・ネームです。

ライフスタイルに合わせて選べる保険



傷害総合保険

天災危険補償タイプを選べば
万一の地震・噴火等によるケガも補償されます。

- 保険料月々1,000円からのケガの補償
- 「仕事のみ補償」「24時間補償」など
多彩なバリエーションをご用意
- 入院・通院とも1日目から補償

NEW

特定感染症プランを
追加しました。



所得補償保険

休業補償の決定版！

- 病気・ケガが原因の就業不能中の所得を補償
- 補償の期間が最長1年間の安心補償
- 入院中はもちろん医師の指示に基づく自宅療養中も補償

団体割引
20%

過去の損害率による割引5%



保険期間

2021年7月1日～
2022年7月1日

※保険期間の途中でもご加入いただけます。



中小企業の
福利厚生にぴったり



健康保険、労災、生命保険
などとは別にお支払い

※この広告は商品の概要を紹介したものです。詳しい内容につきましては、パンフレットをご覧くださいるか、または下記【お問い合わせ先】にご連絡ください。

普及推進保険会社

損害保険ジャパン株式会社
TEL:06-6449-1050

三井住友海上火災保険株式会社
TEL:06-6233-1536

東京海上日動火災保険株式会社
TEL:06-6910-5564

お問い合わせ先

団体窓口
大阪府中小企業団体中央会 総務部

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6947-4370～4371

幹事取扱代理店
大阪中央合同会社

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6949-4371

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部 第一課

〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL 06-6449-1050

SJ21-02063 2021年5月28日作成

各種
共済制度

大阪府中小企業団体中央会



中央会 マネーガード 保険



コーポレートマネーガード保険

貴社の業務にかかわる現金・小切手などの
貨紙幣類・有価証券を幅広く補償する保険です。

中央会マネーガード保険の

万々に備えた、7つの特長

- 1 確定保険料方式**
▶▶▶ 保険期間中途や満期時の輸送額の通知・精算は不要。
- 2 損害時の自己負担^{ゼロ}**
▶▶▶ 自己負担額(免責金額)はありません。
- 3 ワイドな補償**
▶▶▶ 盗難、輸送中の紛失、火災、風水災などほとんどの偶発的な事故によって生じた損害を補償。詳しくは中面をご参照ください。
- 4 即時払制度が利用できます。**
▶▶▶ 有価証券(国債証券を除きます。)の事故の際、即時払制度をご利用いただける場合があります。
- 5 貨紙幣の偽変造を補償**
▶▶▶ てん補限度額(支払限度額)の10%または300万円のいずれか低い額を1事故および保険期間通算の限度として貨紙幣の偽変造を補償。
- 6 てん補限度額(支払限度額)が自動復元**
▶▶▶ 保険金をお支払いした場合でも、てん補限度額(支払限度額)は減額されません。(ただし、貨紙幣の偽変造を除きます。)
- 7 手続き簡単**
▶▶▶ 輸送額、保管額、保管場所の通知は不要。

保険金をお支払いする主な場合

ほとんどすべての偶発的な事故が
対象となります。



金庫破り、ひったくり
強盗、盗難



火災、爆発による
焼失、風水災



輸送中の紛失



貨紙幣の偽造や
変造による被害

ただし、貨紙幣の偽造・変造は保険期間中を通じて加入者カードの「貨紙幣類・有価証券類合算のてん補限度額(支払限度額)の10%または300万円のいずれか低い額」を限度とします。

保険期間 2021年12月1日～1年間(中途加入は毎月受付中)

「中央会マネーガード保険」は、「コーポレートマネーガード保険」のペットネームです。

★このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

団体窓口
大阪府中小企業団体中央会 総務部
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6947-4370～4371

幹事取扱代理店
大阪中央合同会社
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6949-4371
受付時間 平日の9時から17時

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部 第一課
〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL 06-6449-1050
受付時間 平日の9時から17時
SJ21-08992(2021年10月28日作成)

全国中小企業団体中央会の



お得な保険制度をご存じですか？

ご存じですか？

「ビジネス」ネクスト

－ 業務災害補償保険 －



保険料の
割引

最大約**58%**割引※

※被保険者数割引20%、損害率による割引30%、リスク診断割引25%を適用した場合
(リスク診断割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

ご存じですか？

「ビジネス総合保険制度」

－ 企業総合賠償責任保険 －



保険料の
割引

最大約**28%**割引※

※スケールメリットによる割引10%、リスク状況による割引20%を適用した場合
(リスク状況による割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

各種
共済制度

※このチラシは、「ビジネス」ネクストとビジネス総合保険制度の「リスク状況による割引」の概要をご説明したものです。
詳細は『商品パンフレット』等をご覧ください。またご不明な点については担当者までお問い合わせください。

代理店・扱者

大阪中央合同会社

住所：大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階

TEL: 06-6949-4371

FAX: 06-6949-4372

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 大阪北支店 大阪北第三支社

住所：大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル14F

TEL: 06-6229-3269

FAX: 06-6229-3284

2020. 7 / AYG11 / D

業務災害補償制度

(事業活動総合保険)

近年、過労死や心の病による労災請求が急増
企業の安全配慮義務を問われるケースが増えています！



使用者責任を問われる 可能性があります

労働契約法 第5条【平成20年3月1日施行】において、安全配慮義務の明文化がなされました。

補償(賠償)額が高額になります

労災保険では、「慰謝料」について補償されません。

参考データ 高額民事損害賠償事例

※損保ジャパン調べ

判決認容額	業 種	判決年	症 状	原 因
1億9,869万円	製造業	平成20年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億8,760万円	飲食業	平成22年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億6,524万円	木材加工	平成 6年	頸椎損傷による後遺障害	クレーン操作時に原木が落下
1億3,532万円	病院	平成14年	突然死	長時間労働による過重労働
1億2,588万円	広告	平成 8年	うつ病による自殺	長時間労働による過重労働
1億1,111万円	製造業	平成12年	うつ病による自殺	過酷な作業環境や人間関係など

業務災害補償制度の特長

個別で加入するより最大**30%~割安** (※1)

POINT 1

全国中小企業団体中央会の
スケールメリットにより、
低廉な保険料を実現

POINT 2

「使用者賠償責任保険」
を標準セット
1事故あたり最高**5億円**
までの労災賠償に備える

POINT 3

政府労災保険の
認定を待たずに
保険金の支払いが可能

POINT 4

保険料は
売上高で算出
できます

保険期間 2021年10月1日～1年間(中途加入は毎月受付中)

本内容は業務災害補償制度の概要を示したものです。実際の加入および詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
(※1) 団体契約のスケールメリットを生かした多数割引30%に加え、加入者ごとに業種・売上高規模に応じた個別の割引率が適用されます。

お問い合わせ先

〈引受保険会社〉
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部第一課
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL:06-6449-1050 FAX:06-6449-1388
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

〈取扱代理店〉
大阪中央合同会社
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドーム大阪6F
TEL:06-6949-4371

保 険 契 約 者 全国中小企業団体中央会
制 度 推 進 大阪府中小企業団体中央会
TEL:06-6947-4370

SJ21-05500 (2021年8月12日作成)

大阪府中央会会員組合の企業・従業員の皆さまへ！ **大樹生命**
日本生命グループ

集団扱自動車保険 制度のご案内



集団扱の3つのメリット

メリット1

集団扱は保険料がおトク！

一般分割
口座振替 12回払

8,830円
(月払保険料)
年間保険料
105,960円



集団扱 12回払

8,410円
(月払保険料)
年間保険料
100,920円

月々
-420円



年間保険料では
5,040円もおトク！



『G K クルマの保険（家庭用自動車総合保険）』 保険料例の試算条件（1年契約の場合）

- 始期日：2021年1月1日 ■初度登録：2019年12月 ■記名被保険者：個人＜35才＞ ■ゴールド免許割引適用 ■日常・レジャー使用
- 自家用普通乗用車 ■型式別料率クラス：車両7・対人・自損9・対物9・傷害9 ■11等級 ■事故有係数適用期間：0年 ■35才以上補償
- 運転者限定：なし ■対人賠償保険：無制限 ■対物賠償保険：無制限（免責金額：なし）
- 人身傷害保険：5,000万円（自動車事故特約をセット） ■入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約：あり
- 傷害一時金（1万円・10万円）特約：あり ■車両保険：あり（一般補償、保険金額：100万円、免責金額：0-10万円） ■新車割引：適用
- 車両保険無過失事故特約：あり ■自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約：あり（傷害定額払保険金額：300万円）

※自動セット特約は記載していません。自動セット特約についての詳細は『ご契約のしおり（普通保険約款・特約）』等をご覧ください。

メリット2

ご契約時に現金は不要

保険料は保険始期月の2か月後から口座引落としになりますので、現金のご用意は必要ありません。
しかも集団扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払にできますので、集団扱以外のご契約と比べておトクです。



メリット3

等級の継承が可能

無事故によるノンフリート等級を引き継ぐことが出来ます。

※一部等級が継承できない共済がございます。



●このチラシは集団扱自動車保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレット等をご覧ください。
また、ご不明な点については下記の取扱代理店までお問い合わせください。

●お見積りをご希望の方は担当者にお知らせください。

大樹生命保険株式会社

- 大阪支社 (TEL)06-6225-0811 大阪府中央部など担当
- 南大阪支社 (TEL)06-6621-2531 大阪府南部など担当
- 北大阪支社 (TEL)072-644-2352 大阪府北部など担当

各種
共済制度

大阪府中央会の主な実施事業 5月分

5月12日(木)	行事 エル・プラス大阪第19回通常総会（書面議決） ※詳細は本号24頁に掲載しております。
5月12日(木)	行事 大阪府中小企業青年中央会第47回通常総会 ところ ザ・ガーデンオリエンタル・大阪 ※詳細は本号23頁に掲載しております。

大阪府中央会の行事予定 6・7月分

6月9日(木) 7月14日(木)	行事 中小企業のための無料法律相談会 ところ マイドームおおさか6階 ※6月9日開催分は申込受付終了。7月14日開催分の申込受付は7月11日まで。
6月9日(木)	行事 大阪府官公需適格組合協議会第40回通常総会 ところ ヴィアーレ大阪
6月21日(火)	行事 大阪府協同組合職員互助会第71回通常総会 ところ シティプラザ大阪2階 燦の間
6月24日(金)	行事 大阪府中小企業団体中央会第67回通常総会 ところ マイドームおおさか3階
6月28日(火)	行事 大阪府中小企業組合士協会第47回通常総会 ところ マイドームおおさか8階
7月1日(金)	行事 補助金・助成金セミナー ところ マイドームおおさか8階
7月7日(木)	行事 中小企業に潜む労務リスク対策オンラインセミナー ところ オンライン開催

価格 一部400円(消費税込)

発行所 大阪府中小企業団体中央会

大阪市中央区本町橋2番5号
マイドームおおさか6階
TEL (06) 6947-4370
FAX (06) 6947-4374

編集兼発行人 柴田昌幸

印刷所 株式会社 関西共同印刷所
大阪市北区大淀中3丁目15-5
TEL (06) 6453-2564(代)